

景観まちづくり団体登録事務実施要綱

〔平成23年2月15日〕
市長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市景観条例施行規則（平成21年秋田市規則第39号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、景観まちづくりに関する自主的な活動を行う団体（以下「景観まちづくり団体」という。）の登録に関する事務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 景観まちづくり団体の登録を受けようとする者（以下「申請団体」という。）は、景観まちづくり団体登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 組織概要書（様式第2号）
- (2) 活動計画書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿（様式第4号）
- (4) 収支予算書又は収支決算書（様式第5号）

(登録の実施)

第3条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、景観まちづくり団体登録台帳（様式第6号）に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、景観まちづくり団体登録通知書（様式第7号）により申請団体に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第4条 市長は、申請団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 規則第10条第1項各号の規定に該当しない団体であるとき。
- (2) 第2条の申請書又はその添付書類のうちに虚偽の記載があるとき、

又は重要な事実の記載が欠けているとき。

2 市長は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、遅滞なく、景観まちづくり団体登録拒否通知書（様式第8号）により申請団体に通知しなければならない。

（活動の報告）

第5条 市長は、景観まちづくり団体に対し、当該団体の活動状況等を把握するため必要があると認めるときは、活動内容等の報告を求めることができる。

（登録内容の変更届出）

第6条 規則第10条第2項の規定による届出は、景観まちづくり団体登録内容変更届書（様式第9号）によるものとする。

（活動の休止）

第7条 規則第10条第3項の規定による届出は、景観まちづくり団体活動休止届出書（様式第10号）によるものとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、規則第10条第4項の規定により登録を取消したときは、景観まちづくり団体登録取消通知書（様式第11号）により、その旨を当該景観まちづくり団体に通知しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。